

令和6年度 債権放棄調一覧表

債権の名称	件数	人数	金額	放棄日及び 適用条項
住宅建設資金貸付金 回収金・利子収入	1 件	1 人	6,514,693円	令和7年3月13日 条例第10条第2号 (破産免責等)
夜間急病センター 診療報酬	2 件	2 人	6,740円	令和7年3月13日 条例第10条第4号 (時効経過)
水道料金	49件	16人	233,000円	令和7年3月11日 条例第10条第2号 (破産免責等)
	906件	300人	2,143,979円	令和7年3月11日 条例第10条第4号 (時効経過)
合計	958件	319人	8,898,412円	

◎参 考

加 古 川 市 債 権 管 理 条 例 抜 す い

(債権の放棄)

第10条 債権管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、非強制徴収債権及び当該債権の履行の遅滞に係る損害賠償金その他の徴収金を放棄することができる。

- (1) 債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第 144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。
- (2) 破産法（平成16年法律第75号）第 253条第 1 項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
- (3) 債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合、その相続人の全員が相続の放棄をした場合又は相続人が存在しない場合において、その相続財産の価額が強制執行等をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと見込まれるとき。
- (4) 私債権の消滅時効の期間が経過したとき（債務者が時効を援用しない特別の理由があるときを除く。）。
- (5) 前条第 1 項に規定する強制執行その他債権の保全及び取立てに関し必要な措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても履行の見込みがないと認められるとき。
- (6) 前条第 2 項に規定する徴収停止の措置をとった場合において、当該措置をとった日から相当の期間を経過した後においても履行の見込みがないと認められるとき。

(議会への報告)

第11条 債権管理者が前条の規定により債権を放棄したときは、市長は、これを議会に報告しなければならない。